

# リウマチ対策の方向性等

平成17年10月31日付  
健康局疾病対策課長、老健局老人保健課長連名通知  
都道府県等、関係学会、関係団体あて発出

## 第1 趣 旨

リウマチについては、効果的な対症療法はあるものの、一般的に病態は十分に解明されたとはいえず、根治的な治療法も確立されていないため、必ずしも患者の生活の質（Quality of Life: QOL）の維持・向上が図られていない。

また、国においては、これまでリウマチ対策として、研究の推進や研究成果を活用した普及啓発等を実施してきたものの、必ずしも戦略的に実施されていない上、都道府県等におけるリウマチ対策には格差があるなど、我が国におけるリウマチ対策は必ずしも十分なものとはいえない。

このような認識の下、本方向性等は、今後5年程度のリウマチ対策の方向性等を示すこと等によって、国を始め、地方公共団体及び関係団体等におけるリウマチ対策が戦略的に推進されることを促そうとするものである。

## 第2 基本的方向性

### 1 当面のリウマチ対策の目標

リウマチの予防法及び根治的治療法が未確立である現状においては、リウマチ患者のQOLの維持・向上を図るために、可能な限り入院患者数の減少や入院期間の短縮を目指し、リウマチの重症化を防止することが重要であり、リウマチ活動期初期における早期治療法を確立するとともに、早期に適切な医療及び情報を提供することが必要である。

このため、国は、リウマチの予防法及び根治的治療法の研究開発を長期的な観点から引き続き着実に取り組むとともに、今後5年程度を目途に、当面のリウマチ対策の目標として、「リウマチ重症化防止策の推進」<sup>1</sup>を図ることを掲げ、地方公共団体との役割分担と連携の下に、関係団体等の協力を得ながらともに取り組むこととする。

<sup>1</sup> リウマチの根治的な治療法が確立されていない状況の中で、その上下肢の疼痛、機能障害の進行を防止し患者の生活の質を向上するためには、早期診断法や有効性の高い治療法開発の推進、適切な医療を効率的に提供できる体制の確立、相談や情報提供等患者を取り巻く環境の確保を進め、リウマチ重症化防止を目指す必要がある。

## 2 取り組むべき施策の柱

1の目標を達成するためには、従前の研究開発中心の対策から、今後は、国、地方公共団体及び関係団体等が適切な役割分担の下、(1)医療提供等の確保、(2)情報提供・相談体制の確保、(3)開発研究開発等の推進を、取り組むべき施策の柱に据えることが必要であり、今後5年程度、それぞれについて以下の方向性で取り組んでいく。

### (1) 医療提供等の確保

患者等に身近なかかりつけ医を中心としながら、症状の安定時にはかかりつけ医において、重症難治例や著しい増悪時等には専門医療機関において、適切な対応がなされるよう、かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携による医療提供の確保を図る。

また、関係団体等の協力を得ながら、診療ガイドライン、専門的な医学情報の普及、リウマチ診療に精通した人材の育成を進めることにより、診療レベルの均てん化を図る。

### (2) 情報提供・相談体制の確保

患者等に対する、①リウマチに係る正しい知識・情報、②医療機関に関する情報、③適切な自己管理の手法<sup>2</sup>についての普及啓発や相談体制の確保を行う。

### (3) 研究開発等の推進

①当面（今後5年程度）の目標と、②長期的な目標とを明確に設定し、研究開発をより戦略的に推進する。また、医薬品等の開発促進等についても、引き続き取り組む。

なお、国が進めていくべき研究課題は、事前評価委員会の意見も踏まえ、民間企業との役割の違いを認識した上で、採択されることが求められる。この際、テーマの類似している研究課題は統廃合を進める必要があるとともに、政策的課題に関連するテーマを明確化し、公募課題に反映させる研究開発推進体制を構築する。

## 3 国と地方公共団体との役割分担と連携

国は、引き続き研究開発等の推進を図るとともに、地方公共団体が医療提供等の確保や情報提供・相談体制の確保の取り組みを進められるよう、研究の成果等について情報提供するなど技術的支援を中心に担うことが必要である。

地方公共団体のうち都道府県は、医療提供等の確保を図る上で中心的な役割を担うとともに、情報提供・相談体制の確保については、市町村・関係団体等と連携し、

<sup>2</sup>主に、①生活上の注意点、②疾患状態（活動性）の客観的な基準に基づく評価、③疾患の重症化予防法、治療法及び副作用に関する正しい知識、等を指す。なお、医療従事者においては自己管理手法の普及について正しく認識し、医療機関において指導を実践することが望ましい。

情報提供・相談の対象者や内容等に応じて、地域における普及啓発に取り組むことが必要である。

このような国と地方公共団体における役割分担の下、厚生労働省は患者団体、日本医師会、日本リウマチ学会、日本整形外科学会及び日本小児科学会等関係団体並びに関係省庁と連携してリウマチ対策を推進していくことが必要である。

## 第3 今後5年程度におけるリウマチ対策

第2の2における取り組むべき施策の柱については、国と地方公共団体の役割分担を明らかにしつつ、以下のとおり実施していく。

### 1 医療提供等の確保

#### (1) 国の役割

##### ○ 診療ガイドライン等の普及

国は、関係団体等の協力を得て、診療ガイドラインや病態別重症度別のクリティカルパス等の普及を進めることにより、医療機関における診療レベルの均てん化を図る。なお、診療ガイドラインは、学術等の進歩に応じ、随時改訂を図るものとする。

##### ○ 人材の育成

リウマチの診療経験は、プライマリケアの基本的診療能力として、その正しい知識及び技術の習得に資するものであり、臨床研修において現在、リウマチが経験目標の1疾患として取り上げられているところであるが、さらにリウマチ診療に精通した人材の育成を図るため、国は関係団体等に対し以下のとおり協力を依頼する。

- ① 日本医師会に対して、医師の生涯教育におけるリウマチに係る教育の一層の充実
- ② 日本薬剤師会等の職能団体に対して、各種研修におけるリウマチに係る教育の一層の充実
- ③ 日本リウマチ学会等の関係学会に対して、リウマチ専門の医師が地域によっては不足しがちであること、関係学会間において専門医の認定基準等が異なること及び小児リウマチ診療に携われる医師の確保が必要であるとの意見があることに鑑み、専門の医師の育成の促進<sup>3</sup>、並びにリウマチ診療は、ほぼ全身臓器

<sup>3</sup>日本リウマチ学会の専門医と日本整形外科学会の認定リウマチ医の認定の基準や方法等においては、専門医の在り方を踏まえつつ、当面求められる専門的な薬物治療や手術の予後に関する知識等両分野に共通しうる事項から、統一していくことが期待される。

に係わる疾患の診療となるため、総合的なリウマチ専門の医師の育成についての検討

## (2) 地方公共団体の役割

### ○ 診療ガイドライン等の普及、適切な地域医療の確保

都道府県は、学会等が作成した診療ガイドライン等の普及を進めるとともに、重症難治例や著しい増悪時には、専門的な対応が必要とされることから、医療圏毎にリウマチ診療の専門機能を有している医療機関を確保することや、これらを支援できるよう、都道府県単位を基本に、集学的な診療体制を有している病院を確保することが望まれる。このため、地域における医療提供体制<sup>4</sup>（身近なかかりつけ医－専門医療機関－集学的医療機関の確保とこれらの連携体制）の確保を図ることが求められる。なお、重症難治例等に至らずとも一次医療機関で対応できる分野については、地域の事情によっては診療所等間の連携体制の構築についても留意する必要がある。

### ○ 地域の関係団体等との連携

適切な地域医療を確保する観点から、地域保健医療協議会等を通じ、地域医師会等の関係団体等との連携を十分に図ることが必要である。

### ○ 難病患者等居宅生活支援事業等の活用

リウマチによる機能障害の回復や低下を阻止するため、リウマチのリハビリテーションを行うことができる環境の確保を図り、併せて難病患者等居宅生活支援事業の活用を図る。その際、高齢者が寝たきり状態になることを予防するため、介護予防の視点も考慮し、地域におけるリハビリテーション体制の確保に留意する。

## 2 情報提供・相談体制の確保

### (1) 国の役割

#### ○ ホームページ等による情報提供

国は、厚生労働科学研究費等の活用により、関係学会等と連携しながら、リウマチに係る正しい知識・情報を収集し、ホームページ及びパンフレット等を通じて、患者を含む国民にとって必要な①リウマチに係る正しい知識・情報<sup>5</sup>、②医療機関に関する情報、③適切な自己管理の手法の普及啓発（相談体制の確保を含む。）を行う。また、同様の取り組みを行う地方公共団体、関係団体等、医療関係者に対して情報を提供する。

<sup>4</sup>小児リウマチの医療体制の確保に当たっては、必要に応じて、周辺都道府県等と連携してその確保を図ることが期待される。

<sup>5</sup>例えば、リウマチに関する一般疾病情報、適切な治療、薬剤に関する情報、研究開発の成果等に関する最新の診療情報等

### ○ 教育教材の作成等

適切な自己管理の手法（③）については、診療ガイドラインによる医療関係者への情報提供に加え、患者等にも理解しやすい一般向け教育パンフレットなどの教育教材を作成し、都道府県等や関係団体等に情報提供する。

### ○ 研修会の実施

地域ごとの相談レベルに格差が生じないように、都道府県等における相談体制の確保を支援するため、都道府県等の保健師を対象にリウマチ・アレルギー相談員養成研修会を引き続き実施する。

### ○ 専門医療機関等を対象とする相談窓口の設置

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターにおいて専門医療機関等を対象とする相談窓口を設置する。

## (2) 地方公共団体の役割

### ○ リウマチに係る情報提供

リウマチに係る正しい知識・情報（①）については、国が提供する情報を活用しつつ、それぞれの地域における情報提供・相談の対象者や内容等に応じ、市町村・関係団体等と連携し、地域の実情等に応じた普及啓発に取り組むことが重要である。

### ○ 医療機関に関する情報提供

都道府県等においては、地域医師会等の協力を得ながら、医療機関に関する情報（②）を住民に対して提供することが望ましい。

### ○ 適切な自己管理の手法に係る情報提供

適切な自己管理の手法（③）については、診療ガイドライン、一般向け教育パンフレット等の医療機関への普及を進めるとともに、市町村においても、地域保健活動（各種研修会等）の際に、また、地域・職域等に、一般向け教育パンフレット等を配布し、適切な自己管理手法の普及を図ることが望ましい。その際、難病相談・支援センターとの連携について留意することが必要である。

### ○ 保健所等における取組み

保健所等においては、地域医師会等と連携し、個々の住民の相談対応のみならず、市町村への技術的支援や地域での企業等におけるリウマチ対策の取組への助言等の支援が期待される。

## 3 研究開発等の推進

### ○ 研究推進体制の構築

国は、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築するため、当面平成22年度まで

に研究成果を得られるよう重点的に研究を推進していく研究分野と長期的な目標とを持って達成すべき研究分野を選定し、研究目標を明確化して適切に研究を実施していく。

#### ○ 医薬品等の開発促進等

医薬品等の開発促進等については、新しい医薬品の薬事法上の承認に当たっては、国は適切な外国のデータがあればそれらも活用しつつ、適切に対応する。また、優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の整備に努める。

### 4 その他

#### ○ 施策のフォローアップ

国は、地方公共団体を実施するものを含め、主要な施策の実施状況等を把握し、より戦略的にリウマチ対策を講じていくことが重要である。また、地方公共団体においても国の施策を踏まえ、連携を模索し、施策を効果的に実施するとともに、主要な施策について評価を行うことが望ましい。

#### ○ 方向性等の見直し

国は、「リウマチ対策の方向性等」について、適宜再検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更するものとする。